

「全世代型社会保障」の克服と 人権保障型社会保障への道

**負担増への修辞を見抜き、
生活者のための改革をさぐる**

佛教大学教授 岡崎 祐司



改革をめぐる修辞（レトリック）を見抜く必要性

2020年1月20日、第201国会冒頭の施政方針演説で、安倍首相は「子どもたちから、子育て世代、現役世代、そしてお年寄りまで、全ての世代が安心できる『全世代型社会保障制度』を目指し、本年、改革を実行してまいります」と打ち上げた。ただし、この発言とともに、2022年に団塊の世代が75歳以上になることをふまえ、「一定以上の所得」がある患者の窓口負担二割、かかりつけ医機能の強化、大病院受診への定額負担を実施することを明言し、医療・介護の「予防への取組を強化」と述べている。演説の構成では「全世代型社会保障」は「一億総活躍社会」の一項目であり、総活躍路線の補強策として位置づけられている。

対米従属という特徴を強烈に帯びながら、多国籍企業、国際金融資本の「自由」を極限まで保障する新自由主義改革を強力に推進する安倍政権の社会保障改革の最大の狙いは、この改革の手かせ足かせにならず、市場化・営利主義化に貢献できる制度へ社会保障を改革することにある。したがって、全ての世代の生活の保障と安定が「全世代型社会保障」にこめられているわけではない。

しかし、新自由主義の諸改革はいかにもそれらが閉塞した状況を打開し、展望を開くかのように巧みな修辞（レトリック）を駆使して打ちだされ

ていることに、注意を向ける必要がある。ごまかしの論理を飾りつけるレトリックに切り込む必要がある。

なぜなら、「現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心」というこれまでの社会保障の構造を見直し、切れ目なく全ての世代を対象とする」という「全世代型社会保障」のレトリックは、労働・生活への不安や税・社会保険負担の増大に不満をもつ若い世代、現役世代に、浸透しやすく支持されやすいからである。そのなかには、大手メディア（テレビ、新聞）の記者や解説者、コメンテーターも含まれる。社会保障の本質を理解していないといえばそうなのであるが、大手メディアや、ネット上で展開される言説の影響は軽視できない。

「全世代型社会保障」の名のもとに、種々の「改悪」（国民負担増、給付切り下げ）が強行されようとしているが、その警告・制度改革批判とともに、「全世代型社会保障」をめぐるレトリックの、どこにどのようなごまかしや嘘があるのか、われわれは、権力が駆使するごまかしの論理とレトリックを見抜いておく必要がある。本稿は、こうした問題意識から、「全世代型社会保障検討会議」の報告を検討するとともに、そもそも社会保障とは何かを探ろうとするものである。

「全世代型社会保障検討会議」の開始

2019年9月から「全世代型社会保障検討会議」（以下「検討会議」）が動き出している。安倍首相が議長、西村康稔経済再生担当大臣が全世代型社会保障担当大臣を兼務し会議を回している。構成員は主要閣僚と財界人、大学人9人である。「検討会議」は、すでに2019年12月19日に『中間報告』を出し、20年の夏（8月末か？）に最終報告を出す予定であったが、新型コロナウイルス禍のために延期され、20年6月25日に『第二次中間報告』を出し、12月には最終報告を出すと言われていた。政権の考える「全世代型社会保障」となにかについては、さしあたって『中間報告』をみなければならぬ。

『中間報告』の「第1章 基本的考え方」の内容を要約すれば、以下ようになる（筆者が（1）や①の番号をつけ内容を要約した）。¹⁾

（1）人生100年時代の到来を見据え、高齢者、子供たち（原文のママ）、子育て世代、現役世代まで広く安心を支えるため社会保障全般にわたる持続可能な改革を検討してきた。

（2）経済社会の現状：

①人生100年時代になり単線型から複線的・多様な「マルチステージ」の人生が視野に入る。

②少子高齢化だが、年齢にかかわらず、学び、働くことができる環境を整備すれば生産年齢人口が減少しても就業者数を維持できる。少しでも多くの人に「支える側」として活躍してもらい、支える側と支えられる側のバランスを見直す。

（3）今後の取組の基本的考え方：

①一億総活躍社会による成長と分配の好循環を目指す。みんなが包摂され活躍できる社会、一人一人の希望を阻むあらゆる制約を取り除き活躍できる環境を整備する。国民の安心感が醸成され、消費の底上げ・投資拡大で経済の好循環が強化され、生産性が向上、経済成長を加速し、成長の果実で子育て支援や社会保障基盤を強化する。

②一億総活躍社会のために社会保障のシステム自体の改革をすすめる。多様な学び・働き方・ライフスタイルに応じて安心できる社会保障を確立する。全世代型社会保障は「働き方を含めた改革」を行うもの。結婚、出産、子育て、介護など人生の各段階で、病気や高齢でもどんな働き方ができるのか。高齢者の働き方は年金制度とのかかわりも重要。働き方改革をすすめ、働き方の変化を中心に社会保障全般の改革をすすめる。現役世代の負担上昇を抑え、全ての世代が安心できる社会保障制度を構想する。

（4）今後の改革の視点：

①ある年齢を基準に高齢者と一括りにすることは現実に合わない。生涯現役（エイジフリー）で活躍できる社会を創る。

②学び、仕事、老後で個人が自由な選択ができるよう、特定の働き方が不利にならない「選択を支える社会保障」を構築する。

③働き方の変化を中心に、年金・医療・介護、社会保障全般の改革をすすめ、現役世代の負担上昇を抑え全ての世代が安心できる制度を構築する。

④「全ての世代が公平に支える社会保障」：

自助・共助・公助の適切な役割分担を見直し、大きなリスクに備える社会保険の役割をふまえ、年齢ではなく負担能力に応じた負担を徹底する。中長期的に受益と負担のバランスを確保する努力を継続。

⑤改革を「補完」する取組として、国民の不安に寄り添っていくことが重要。

また、「第3章 来年夏の最終報告に向けた検討の進め方」には、「現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、切れ目なく全ての世代を対象とするとともに、全ての世代が公平に支えあう『全世代型社会保障』への改革を進めることは、政府・与党の一貫した方針である」としている。

給付削減、負担増大に耐えることを求める

『中間報告』の内容を検討していこう。まず、彼らが問題視しているのは、人口減少（とくに生産年齢人口減少）と高齢化にともなう就業者数の減少、高齢者を中心に社会保障給付が増大すること、これにどのように対応するかである。

前者の対応策は「生涯現役（エイジフリー）」の名のもとに高齢者が働き「自己責任型」で生活を維持させ、後者に対しては一定の収入があることを理由に老齢年金給付を削減することである（(3) ②高齢者の働き方は年金制度と関連）。また、医療や介護保険の自己負担を増やすこと（(4) ③働き方の変化を中心に社会保障全般の改革、④負担能力に応じた負担を徹底）ももくろまれている。

ここでいう「一億総活躍社会」は、「働き方改革」によって就労する機会を増やし、働き方の質・賃金水準は脇におき、ともかく税や社会保険料の納付者を増やす方策をとり、とくに高齢者には「全世代型社会保障」改革によって働くことで給付削減、負担増大に耐えることを求めるという方針になっている。

では、子ども、若者、中年世代にとっては医療や社会手当、保育サービスなど生活を支える社会

保障給付が充実するのか。まったく、そうではない。「第3章」に明確に記述されているように、「全世代型社会保障」の主眼は「全ての世代が公平に支えあう」という全世代での負担強化であり、社会保障給付充実ではない。具体的内容を記した『中間報告』の「第2章」には、年金、労働、医療、介護についてのこれまでの制度改革の説明はあるが、若い世代のための社会保障をどう構築するかという検討すら入っていない。

彼らのいう「安心」とは、高齢者を中心に社会保障給付全体を抑制することで、現状よりも現役世代の社会保険料負担は抑制されるかもしれない、という話にすぎない（(4) ④負担能力に応じた負担の徹底。受益と負担のバランス確保）。では実際に、高齢者向け給付を抑制すれば現役世代の負担は抑制できるのか。必要な社会保障給付、例えば老齢年金を削れば、自己責任の生活資金準備が増大し、医療や福祉サービス給付を抑制すれば、自己負担でのサービス利用が増える。生活における社会保障の必要性に立脚しない検討は、消費税を含めた税・社会保険料の負担増という結論しか導き出すことはできない。

全世代の負担増大―財政からの国家負担、資本負担は検討外

したがって「全世代型社会保障」とは、全世代の給付充実ではなく、全世代での負担の強化策である。ある世代がほかの世代の給付を支えているかのようなレトリックをつかい、社会保障財政の理解を混乱させる。社会保障財源は、国家の負担、資本の負担と税・社会保険料による国民負担で構成される（社会保険財政も同様）。国庫負担など国家の負担も、もともとは国民の税である。「検討会議」は最も責任の重い国家の負担、企業の負担（法人税や社会保険負担）は検討の枠外におく。

国家負担、企業負担の強化を外した財政方針のもとで、「全世代が公平に負担」し「能力に応じた負担の徹底」を行うのであれば、国民負担が

高まるのは必定である。国民相互の負担のみで財政が構成されるのなら、それは社会保障（社会保険）ではなく、単なる「保険」財政、共助である。「能力に応じた負担の徹底」とは、保険原理の強調で国民全体に負担強化の網を被せ、保険原理であれば高リスク層の保険料が高くなるはずだが、そこは能力負担という方針で保険原理を修正し、比較的高い収入の勤労者に高額な保険料負担を求める、という論理である。現役世代の負担抑制はまったくの「空手形」である。

後で説明するが、麻生副総理兼財務大臣は「検討会議」のなかで、わざわざ社会を外して「保険」と呼び、そこに多額の税金を投入しているた

め財政赤字がすすむという認識をしめしている。これは、財務省の公式見解であり、財政制度等審議会の答申や建議ではたびたび、「社会保険であるにもかかわらず公費（税金）が投入されている」ことを問題視している。つまり共助であるから、多くの税金投入は本来ではないと言いたいのである。したがって、若い世代、現役世代の負担を軽減する財政方針は、「全世代型社会保障」には存在しない。

この保険原理のつかいわけは、現役世代の負担

増大の説明にも使用できる。社会保障財政を「全世代型」＝全国民の共助負担だと強弁しておけば、負担増の要因は高齢者向けの給付が増大した・抑制が不十分だったからであり、高齢者向けの給付抑制・自己負担増大は避けられないという「保険原理」的結論を国民に押し付けることができる。もっとも、この繰り返しはやがて高齢期を迎える若者・現役世代に貧相な給付を強いることになる。財政問題の責任を全世代＝全国民の負担に押しつける論理なのである。

「検討会議」の検討対象は社会保障なのか？

「検討会議」は「広く安心を支えるための社会保障」と言っているが、社会保障のとらえ方が部分化・局所化しており、社会保障というより国家管理のリスク対応システムについて議論しているといえよいかもかもしれない。

第1回検討会議の議事録では、麻生副総理兼財務大臣が「事故や大病といった大きなリスクができたときにカバーするために、本来保険というものはあるのだと思っておりますが、既に保険という制度に多くの税金を投入し、国債発行も行っているわけですから、そういった意味では、将来世代に先送りしていることはまちがいません²⁾」と述べている。「大きなリスクに備えるという社会保険」という記述は、『中間報告』のなかにもある。社会保険の対象は「大きなリスク」であるという理屈を勝手につくり、給付を絞り保険給付の抑制・削減を行いたいという意図がみえる。一体、何が社会保険の対象となる「大リスク」なのか、その線引きは官邸サイド、「検討会議」が握り、例えば、「大リスク」ではない風邪薬は社会保険診療から

外す、診療時に定額負担を導入する、要支援や要介護1・2は介護保険から外すことを正当化したいのであろう。

「大リスク」ではないとみなされたニーズは、個人が民間保険会社の商品や投資などで準備すべきものになり、市場化・営利主義化路線とも一致する。つまり、彼らは国民共助型で国家が管理する「大リスク対応システム」の対象を限定し給付を絞り込む改革をすすめたいのである。

なお、全世代型社会保障改革を補完するために「国民の不安に寄り添っていくことが重要」であり、不安についての世論調査を行うとしている（1章（4）⑤）。これは、「全世代型社会保障」改革で対応できない国民不安が多くあることを示すものに他ならないが、多様で個別的で小さな不安には、先に述べた自己責任対応や、制度外の住民の相互扶助や地域の医療・福祉の事業体と職員の対応で乗りきってほしいことを示している。いわゆる「地域共生社会」の強調がこれに繋がる。

「全世代型社会保障」改革に対抗する理論と運動

「給付は高齢者中心、負担は現役世代中心」という「中間報告」の説明は、世代間対立をあおるレトリックである。公的年金や医療保険を考えればわかるが、いま給付を受けている高齢者は長年

にわたって社会保険料を納付している。社会保険は抛出なくして給付はなく、いまの時点で給付を受けている人は実は高い社会保険料を納付し続けてきた人たちである。高齢者医療制度では、現役

世代の医療保険からの「支援金」も財源にしているのは確かであるが、高齢者からの保険料と公費も財源である。ただし、高齢者医療制度における現役負担は公費負担の増大をもって軽減すべきである。

しかし、「現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心」の構造になっているという説明は、一般大衆に浸透しやすく分断をつくる政策的言説である。

「現役世代への給付が少ない」のは、そもそも社会保障制度が若年層・現役世代をささえる機能を十分に発揮しておらず、また必要性がありながら制度がつくられていないからである。問題にすべきは、社会保障の制度形成であるが、「検討会議」はそこには言及しない。なぜなら「検討会

議」は社会保障そのものに関心があるわけではなく、新自由主義改革推進のもとで国家負担、資本負担が軽減できる「国民共助型大リスク対応装置」のありかたに最大の関心があるからである。

したがって、対抗する社会保障構想と運動をすすめるためには、そもそも社会保障とはなにかについて、勤労者国民の目線からとらえなおす必要がある。

社会保障とは、単純に生活保護、公的年金、医療保険、介護保険などの制度の総称ということではない。今後の社会保障のありかたを示すためには、(1)対象、(2)目的・社会的役割、(3)主体・責任体制、(4)制度の構成・財政を明らかにしなければならない。

社会保障を問い直す―国民最低限の生活の保障

社会保障は、人生―ライフステージにおける生活上の困難、階級的・階層的・地域的に起こる貧困・格差とさまざまな生活問題を社会問題として、人権問題として設定し、「健康で文化的な最低限度の生活」(ナショナル・ミニマム)の確保と、個人の尊重を目的に、尊厳が守られ社会に参加できる内容をもつ生活保障を国家責任で総合的に行う政策である。

所得の中断・喪失・不安定化にかかわっては、理由の如何を問わず最低生活水準以下の生活に陥ってしまった場合に公的扶助で生活を引き上げ最低生活を保障し、病気や障がいや老齢により所得が不安定な場合に年金給付によって所得を保障し、失業や労働災害にあたっては雇用保険(失業保険)や労働災害補償制度の給付で生活を支え、また子どもの養育・介護のために生活費がかさむ場合には社会手当によって所得保障(経済給付)を行い、最低生活を保障する。

社会保障が老齢や「事故や大病」に対して給付を行うのは、それが「大きなリスク」だからではなく、個人が労働・生活上のアクシデントによって最低限度以下の生活に陥ることは、生存権保障からいって許されないからであり、最低生活保障

を国家責任としているからである。労働・生活上の困難は世代の別なく起こるものであり、そもそも社会保障は全世代対応であるべきなのである。

「健康で文化的な最低限度の生活水準」(ナショナル・ミニマム)の保障は最も重要な国家責任である³⁾。もちろん、文字通りの最低限ギリギリの生活水準が確保されればよい、という消極的な意味ではない。住民として標準的な食生活・消費生活・健康・居住環境が確保できず、人間関係や社会的つきあいも維持できず、教育の機会からも脱落してしまうこと、個人の権利・尊厳・平等からみて解決すべき問題を抱えた生活状況が問題なのである。

社会の安定や統合という点からも政府・自治体は積極的に「健康で文化的な最低限度の生活水準」を保障する役割が求められる。政府の使命のひとつは、社会保障によって拡大する貧困問題に歯止めをかけることにある。それには生活者が自己責任によってそのままにされない政治を求める運動の発展を必要とする。どの程度の水準が健康で文化的な最低限であるかは科学的な計算と、国民の運動の発展なしには明らかにすることはできない。

社会保障と雇用・労働の関係

社会保障の前提として、働いているときのナショナル・ミニマムが最低賃金制度、労働時間規制、労働環境・衛生規制、解雇規制などの労働諸制度によって守られることが必要になる。これらは法律で使用者に義務付けられ、社会的に保障されるべきものであり、「ディーセントワーク」（働きがいのある、人間らしい仕事）を社会的に保障することにつながる⁴⁾。低賃金、長時間労働、過酷なノルマ強制、劣悪な労働環境、不安定雇用、ハラスメント、ジェンダー不平等の拡大など「劣悪で非人間的な労働」は、心身の健康問題、働きながらの貧困（ワーキングプア）、労働市場からの退場による生活不安定化、貧困や孤立など社会問題を拡大・深刻化させる。雇用・労働政策により政府と企業責任で解決すべき社会問題を放置すれば、社会保障領域に問題が押し出される。

現実には、低すぎる最低賃金で最低限度の生活ができず、不払い残業を含めた長時間労働が横行し、ハラスメントやジェンダー不平等はあとを絶たず、雇用契約によらない労働という超不安定な仕事が拡大している。この背景にあるのは、労働現場への社会的規制力の極端な弱さである。一方で切実な生活ニーズに対応できるほど、日本の社会保障の各制度（医療保険、障害年金、失業手当、居住保障、生活保護など）が機能していないことも、大きな問題である。これらにより社会保障ニーズ

の不充足の放置という、大きな「空白」を生み出している。

こうした構造を利用して、若年・現役層の社会保障「不信」が拡大されている。問題は世代間の制度差ではなく、労働と生活における「健康で文化的な最低限度の生活」（ナショナル・ミニマム）保障の弱さにあり、「ディーセントワーク」からほど遠い労働の場が、放置されていることにある。従来、社会保障は完全雇用政策（摩擦的失業を除いて失業者がいないよう経済政策を動員する）とセットととらえられていたが、いまの日本の劣悪な労働市場の状況からいって、失業・半失業であっても「最低生活が保障される」権利を実現することが最重要課題である。「失業時の生活保障が整備され、失業状態でも標準的な生活条件が可能な、つまり失業した状態でいられる環境が確保されたうえで、積極的な労働市場が広く展開されることが必要」⁵⁾である。

若年層・現役層を含めた社会保障充実の同意をとっていくには、雇用・労働政策や労働市場問題と社会保障がどう関連しているかを明確に示すことと、〈賃金プラス社会保障給付（児童手当や居住政策、保育サービスなど）〉が一般化した（普通となる）生活様式をイメージし、そのための社会保障を求める運動が不可欠である。

医療、保育、福祉の「必要充足原則」

ところで、医療や社会福祉（保育サービス、介護サービス、障がい者福祉、児童福祉など）といった社会サービスは経済的給付のように、なにをもって「最低限度」とするのか、その設定は容易ではないように思われる。もちろん、法定の福祉施設最低基準やサービス指定基準に示される人員体制、居室面積、設備などはサービスの質の維持基準とみなすこともできるが、その抜本的引き上げが必要である。いずれにしても「最低限度」の設定は

可能であろう。

またある地域（生活圏域）において必要な人が、社会サービスを受けられるという地域の提供体制基準を設定することも可能である。ただし、社会サービスは最低生活保障にとどまらず、「必要充足原則」（ニーズ充足）による「生活の質」の確保が求められる。

「必要充足原則」とは、子ども、障がいのある人、患者などに対して専門職が生活の保障や発達、

治療などのために、どのような援助やサービスが必要かを判断し、それが現物給付として提供され、ニーズが充足されるシステムを言う。医療や介護などを具体的に想定すれば、その重要性はだれでも理解できるであろう。

社会サービスの「必要充足原則」は制度的に、①専門職と利用者の信頼と共同関係のなかでニーズが判断され、ケア目標が共有される、②利用者にどのような「生活の質」(QOL)を保障するかが重要であり、その評価(アセスメント)が行われる、③サービスの質・水準を規定する法制度(施設基準、診療報酬など)がサービスの質を支える、④社会サービスを提供する事業者と職員の社

会的使命が明確であり営利主義が排除され、事業者経営の持続性が確立していることが、政策の基本を形成する⁶⁾。これらは相互に関連しており、①の利用者本位のニーズ判定の正当性は、③と④によって担保され、②の利用者に保障される「生活の質」は③と④によって担保され、④の事業者・職員の社会的使命・営利主義の排除は、①の共同関係と②のアセスメントを繰り返すことで担保され、②の現物給付であるからこそ④の営利主義排除が可能になり、③の基準や報酬は①の専門性の向上、①の共同関係の発展、②の「生活の質」の視点から絶えず点検され改善されなければならない。

社会保障の基本条件としての普遍主義

ナショナル・ミニマムを全ての人に保障する経済的保障、必要充足原則を充たす社会サービス保障を関連させ、個々人の生活状況、ニーズに応じて総合的に生活保障機能を果たすのが本来の社会保障である。そのことを、政策手段―社会保険、公的扶助、社会手当、公費負担システムなど―の組み合わせによって国民に保障する責任を政府は負う。そして、貧困の解決とともに、「普遍主義」つまりその人の必要性(ニーズ)に応じて経済的給付、サービス給付が行われること、必要性以外の諸条件―個人の経済的負担能力、都市や山村といった居住している場所、年齢、性別や性的

志向、国籍などに制約されず普遍的に給付が行われるべきなのである。

医療や介護、保育、障がい福祉サービスなどは自己負担なく無償が原則となり、負担がある場合も利用の妨げ・必要充足の妨げにならない低額の負担に抑制されなければならない。社会サービス利用を社会保険で行う場合でも、保険料が個人の家計を圧迫しない低額に抑制され、保険料の支払い額によって貧困に陥ること、公租公課が個人を生活苦に追い込むことはあってはならない。「普遍主義」は、国と地方自治体が社会サービスの提供体制を責任をもって整備することを要請する。

「全生活者」を支える社会保障―人権保障型社会保障への道

まとめておくと、社会保障は国家の責任によって生存権の保障と個人が尊重される生活保障のために、雇用労働政策やほかの公共政策(保健・医療政策、住宅政策、教育政策、環境政策、経済政策など)と関連させながら、「健康で文化的な最低限度の生活」(ナショナル・ミニマム)の保障と「必要充足」にもとづく社会サービスを普遍的に提供し、社会保険、公的扶助、社会手当、公費負担システムなど政策手段を組み合わせ、個人の所得だ

けではなく法人・大企業を含めた応能負担で財政を構成し、個人負担の逆進性を避け所得再分配を機能させるものである。

国民のための社会保障改革のためには、現行の公的年金、医療保険、介護保険、保育新システム、障がい者総合支援制度、児童福祉などの給付水準、負担の実態がどうなっているか、普遍的に利用でき、生活を支える機能を果たしているのかを評価し、逆に負担のために生活が圧迫されている実態

を明らかにし、生活保障の機能を果たすための改革の道を探らなければならない。

このことは、「全世代型社会保障」改革には期待できない。繰り返しになるが「検討会議」は、社会保障のありかたではなく、彼らが社会保障とみなしている「国家強制による国民共助型大リスク装置」のありかた、百歩譲って保険原理に特化した社会保険の運営のありかたを、新自由主義改革に適合させるという条件つきで検討しているか

らである。

高齢世代や高齢期に近い世代の切実な不安はもとより、あらゆる世代の不安と困難をとらえて、年齢・性別・性的志向・居住地・国籍・就労形態を問わず、この国の「全生活者」の生活を支える社会保障をつくり、分厚い生活保障を土台に自律的で自由に暮らせる生活様式を実現する、そのためには国家責任が明確な人権保障型社会保障への道をわれわれはすすまねばならない⁷⁾。

1) 「全世代型社会保障検討会議中間報告」2019年、12月19日

2) 「全世代型社会保障検討会議（第1回議事録）」2019年9月20日開催分、11ページ

3) ナショナル・ミニマムについては、英国19世紀末のシドニー・ウエップ、ベアトリス・ウエップのナショナル・ミニマム論、1942年のベバリッジ報告を説明するのが基本である。大前朔郎『社会保障とナショナルミニマム（増補版）』（ミネルヴァ書房、1983年）参照。また最低限度の生活保障については、金澤誠一の労作『現代の貧困と最低生活の岩盤を求めて』（高萱出版、2019年）がある。

4) デーセントワークについては、伍賀一道、西谷敏、鷺見賢一郎、後藤道夫、雇用の安定を軸とする「セイフティーネット」のありかた研究会編、『デーセントワークと新福祉国家構想―人間らしい労働と生活を実現するために』（旬報社、2011年）を参照。

5) 後藤道夫、布川日佐史、福祉国家構想研究会編『失業・半失業者が暮らせる制度の構築―雇用崩壊からの脱却』（大月書店、2013年）15ページ参照。

6) 必要充足原則と現物給付については、岡崎祐司、福祉国家構想研究会編『老後不安社会からの転換―介護保険から高齢者ケア保障へ』（大月書店、2017年）3ページ～5ページ参照。

7) 今後の社会保障改革については、以下の福祉国家構想研究会の著作を参考にされたい。井上英夫、後藤道夫、渡辺治、福祉国家と基本法研究会編『新たな福祉国家を展望する―社会保障基本法・社会保障憲章の提言』（旬報社、2011）。渡辺治、岡田知弘、後藤道夫、二宮厚美『〈大国〉への執念―安倍政権と日本の危機』（大月書店、2014年）。前掲本のほか、各著者と福祉国家構想研究会編のシリーズ、世取山洋介編『公教育の無償性を実現する―教育財政法の再構築』（2012年）、二宮厚美編『福祉国家型財政への転換―危機を打開する真の道筋』（2013年）、渡辺治編『日米安保と戦争法に代わる選択肢―憲法を実現する平和の構想』（2016年）、岡崎・中村暁・横山寿一『安倍医療改革と皆保険体制の解体』（2015年）、（いずれも大月書店）。